

戸田市求職者公的資格等取得支援事業のご案内

～職業能力の開発・向上を支援します～

戸田市在住で、求職活動を行っている方の就業機会の拡大を図るため、公的資格等の取得にかかる受験料や受講料の一部を補助することにより、職業能力の開発・向上を支援します。

1 補助対象資格

補助対象の資格については右の二次元コードからホームページにてご確認ください。当年度内に受験（受講）し、交付申請書が提出された場合のみ補助の対象となります。



戸田市ホームページ

【戸田市求職者公的資格等取得支援事業】

2 補助対象者

以下のすべてに該当する方

- (1) 戸田市在住の方
- (2) 市税等に未納がない方
- (3) 正規雇用でない方（公共職業安定所を通じて求職活動を行っている方）
- (4) 資格取得後も戸田市に居住する意思のある方

3 補助対象者の制限

同一年度において、補助金を申請できるのは1回を限度とします。

※別表のとおり定める公的資格等が、国、特殊法人、その他の団体が実施する補助制度の対象となる場合は、本補助金の補助対象とはなりません。ただし、補助対象者が国等の補助制度を利用しない場合は、本補助金を利用することができます。

4 補助対象経費

別表に掲げる試験、講習等にかかる経費（消費税及び地方消費税の額を除く）で、求職者が負担するものとします。

※補助対象経費例 「資格試験等の受験料」

「資格認定機関が受講を指定する講習又は講座の受講料等」

※資格認定機関が支払いを指定しない経費（自学のため購入したテキスト代、予備校等の受講料、交通費等）は補助対象となりません。

5 補助額

補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満切り捨て）とし、5万円を上限とします。ただし、以下（1）～（4）のいずれかにあてはまる方は補助対象経費の4分の3に相当する額が補助額となります。

- (1) 年度末年齢が65歳以上の方
（申請する年度の3月31日時点で65歳以上になる方）
- (2) 身体障害者手帳を所持している方
- (3) 療育手帳を所持している方
- (4) 精神障害者手帳を所持している方

6 申請書類（交付申請時に必要な書類）

交付申請書	指定用紙
確認書	指定用紙 ※交付要件の調査に係る同意欄にチェックがない場合は別途、市税等に未納がないことが分かる書類（完納証明書）が必要となります。
補助金等交付申請額内訳調書	指定用紙
本人確認のできる身分証明書の写し	免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等 ※顔写真付きの本人確認書類が無い場合は、本人確認書類（健康保険証、年金手帳など）を2点お持ちください。
補助対象経費が分かる書類	試験料・講習料等が記載してある資格のパンフレット、申込用紙の写し等
公共職業安定所に求職登録していることが確認できる書類	ハローワーク受付票の写し等

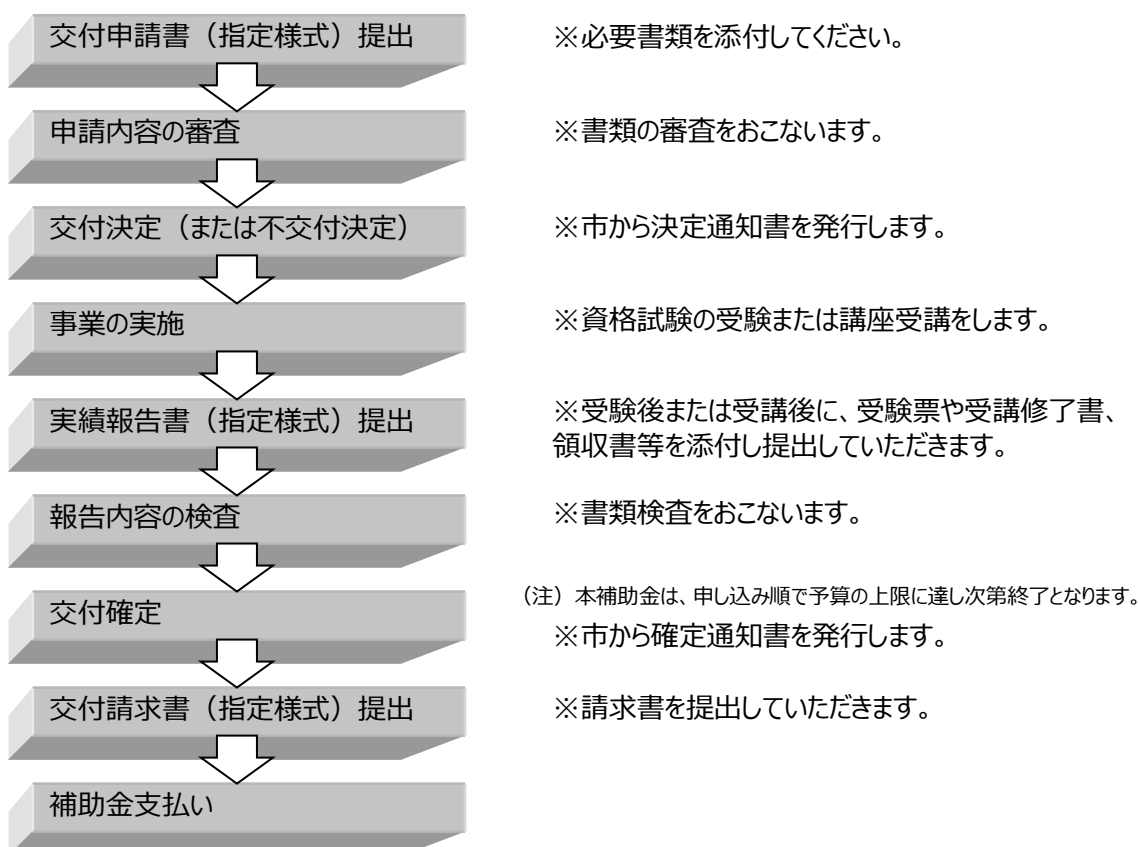
右の二次元コードから申請書類をダウンロードしてご利用ください。



戸田市ホームページ

【戸田市求職者公的資格等取得支援事業】

7 手続の流れ



9 問い合わせ先

戸田市役所経済戦略室 労働農政担当
 戸田市上戸田1丁目18番1号
 電話番号 048-446-7942